

市会議案第20号

北部大阪都市計画特別用途地区（万博記念公園地区）
内での住宅建設は認めないことを求める決議

上記の議案を提出する。

令和3年6月28日提出

吹田市議会議員 澤田 直己

同 藤木 栄亮

同 泉井 智弘

同 白石 透

同 石田 就平

同 里野 善徳

北部大阪都市計画特別用途地区（万博記念公園地区）
内での住宅建設は認めないことを求める決議（案）

平成19年（2007年）12月、本市議会は本市と共に国及び大阪府に対し、万博記念公園の保全・存続に関する要望書を提出し、同公園のエリアは現在の良好な状態で次世代に引き継がれるべき市民、国民のかけがえのない財産であり、同公園並びに周辺スポーツ施設用地等の転売や、それに伴うマンション建設などは本市のまちづくりにも影響を及ぼすもので、あってはならないことであると強く訴えた。

しかし、令和3年（2021年）5月19日、大阪府は万博記念公園駅前周辺地区活性化事業の最優秀提案者及びその提案概要を公表し、当該概要中、第I期計画にはアリーナ建設に加え、現在の千里住宅公園所在地に共同住宅を建設するとしている。

本市は大阪府とも協議の上、平成23年（2011年）3月、北部大阪都市計画特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（万博記念公園地区）内における建築物に関する制限等を定める条例を制定しているが、同条例においては、原則として同地区内での住宅建設を制限しており、例外規定においても、この度の計画のような住宅建設は認めていない。

当該活性化事業そのものに反対するものではないが、北部大阪都市計画特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（万博記念公園地区）内での住宅建設は、本市議会及び本市がこれまで築き上げてきた都市計画と矛盾を生じるものであり、容認できない。

よって、本市議会は本市に対し、北部大阪都市計画特別用途地区スポーツ・レクリエーション地区（万博記念公園地区）における住宅建設は認めないことを強く要望する。

以上、決議する。

令和3年6月 日

吹 田 市 議 会